

# 「令和5年度 ATWS北海道・日本 ポストサミットアドベンチャー 運営事業（釧路地域）」委託業務企画提案指示書

## 1 目的

令和5年9月に「アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道・日本(以下、ATWS2023)」が北海道を中心に開催される。その中で唯一地域が主体となって取り組むエクスカージョンが「ポストサミットアドベンチャー（以下「Post-SA」という。）」であり、ATWS 全プログラムで最も地域への波及も大きいものとなっている。本事業は、Post-SA の開催を予定している釧路地域において、昨年度策定を進めた行程案等に基づき、本年度のPost-SA を運営すること並びに運営を通じてアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）についてのノウハウやネットワークを地域に定着させることを目的とする。

### 【Post-SA について】

現地への移動含め4日間程度の日程（9月15日～18日）を設け、期間中エクスカージョンを実施するとともに、地域商品に特化した交流会等を実施するもの。

- ・開催期間：令和5年（2023年）9月15日（金）～18日（月）
- ・参加者：ATWS2023における、旅行会社・メディア等としての参加者
- ・参加人数：8名程度
- ・釧路地域行程案概要：別紙1のとおり（行程案詳細は、参加表明事業者配布する）

## 2 委託業務内容（企画提案事項）

釧路地域では、令和4年度において運営計画案を策定しており、行程案概要は別紙1のとおりである。本事業では本行程案に基づいて、次の業務を行うことを委託業務内容とする。

### (1) Post-SA 事業実施に向けた事前準備

- ① アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）において選定したPost-SA参加者からの問い合わせに対応するとともに、事前に必要な情報を参加者に提供すること。
- ② Post-SA開催前に釧路地域が開催する現地会議へ旅行の手配業務を行う事業者として出席すること。
- ③ 現地会議で決定した内容に従い、Post-SA実施に向け必要な旅行の手配を行うこと。
- ④ ATWS2023会期中（令和5年9月11日～14日）に、Post-SA参加者が集まる機会を設け、Post-SAに関する事前説明を行うこと。

### (2) Post-SA 事業の運営

- ① 釧路地域の運営計画案及び現地会議の決定に基づき、Post-SA開催地域にてエクスカージョン、交流会及び交流会準備のための説明会を実施すること。実施に当たっては、次項以降に留意したうえで行うこと。
- ② 可能な限り、地域のガイド活用を図ること。また、必要な保険に加入すること。
- ③ 英語を話せるガイドが望ましいが、話せない場合通訳者等を同行させること
- ④ 今回委託業務で含めるPost-SA参加者に係る経費は、開催地域滞在時にかかる移動費・宿泊費等のほか、札幌市内からPost-SA開催地域までの移動費（9月15日）及びPost-SA開催地域から参加者が国際便に乗るための空港（羽田空港を想定。9月18日）までの移動費を含む。

- ⑤ 交流会については、Post-SA 開催地域において事前に説明会を1回以上開催し、地域事業者が参画を検討できる機会を確保すること。なお、説明会は、釧路地域が作成する対象者リストに基づき実施する。
- ⑥ 交流会の進行は英語とするため、英語で進行可能な人材を確保すること。
- ⑦ エクスカーション及び交流会の実施にあたっては、環境への影響を最小限とするなど、サステナビリティへの配慮を行うこととし、予定する対応内容を提案に含めること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関しては、状況の変化等を把握し、政府方針及び業界団体が定めた関係する業種別ガイドラインなどを遵守し、必要な対応を行うこと。

(3) 業務進捗報告

事業受託期間内は、毎月末までに現地での調整活動状況など、当月の事業進捗状況を報告すること。

(4) その他

上記以外に、本事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 成果物等の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体 3部及び電子データ
- ② 費用明細書

3. プロポーザル参加の資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の企業（法人及び法人以外の団体含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、道内に本社又は事業所を有するもので次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本社又は事業所を有する場合は可とする。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア)道内に本店及び事業所等が所在する場合は、課税対象となっている道税
- (イ)消費税及び地方消費税
- キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していること。
  - (ア)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

#### 4 審査

企画提案は主に次の事項について審査し、総合的に判断する。

##### (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。また、釧路地域の関係事業者等との現地調整を円滑に行える体制を確保しているか。

##### (2) 企画提案の目的適合性

ア 指示内容が十分理解されているか。

イ AT 及び ATWS について十分に理解した内容であるか。

ウ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

エ ポストサミットアドベンチャーの実施により、高い効果が期待できる事業内容であるか。

##### (3) 実現性

事業の組み立てや予算配分、スケジュールに具体性があり、実現可能な提案であるか。

#### 5 応募に関する留意事項

(1) 企画提案は、1 者 1 提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の提示は認めない。

(9) ヒアリングには、事業実施の主担当者が参加すること。必ずしも主担当者が企画提案書の説明を行う必要はないが、質問に対しては内容に応じて回答すること。

(10) 本委託事業に関する事前説明会は実施しない。

#### 6 契約方法等

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 7 予算上限額

6,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 8 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日から令和5年12月28日（木）まで

(2) 業務スケジュール

4月4日（火）： 公示・実行委員会ウェブサイトに掲載

4月11日（火）： 参加表明書提出期限

4月17日（月）： 企画提案書提出期限

4月中旬：審査会（ヒアリング審査）の実施、委託事業者決定

4月下旬（後日通知）：契約締結、事業の実施

## 9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 履歴事項全部証明書（写し可）

(イ) 道税を滞納していないことの証明書（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））

※道税の課税対象でない場合は不要

(ウ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し

(エ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和5年（2023年）4月11日（火） 12:00（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会事務局

（北海道経済部観光局内） 担当：福田

電話：011-206-6944

E-mail：fukuda.katsushi@pref.hokkaido.lg.jp

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、上記2の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔に要約したものとする。 (A4用紙1枚)

(イ) 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(ウ) 事業実績

過去2年以内の本事業と類似、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(オ) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊費、会場費、外注費(ガイド料金等)、人件費などの直接経費のほか、管理費(10%とする)、消費税等

※費用項目のうち人件費(現地への旅費等を除く)については、全経費における割合の上限は20%以内とする

イ 提出方法・ファイルの種類

(ア) 電子メールにより提出すること

(イ) 全頁大きさはA4とし、社名あり1種類及び社名なし1種類を各々作成すること

(ウ) 提出資料は、PDFに変換し、社名あり及び社名なしを各々一つのファイルに統合すること

(エ) 具体的な事業者名・担当者名等がわからないよう伏せて作成すること

(オ) 北海道庁の電子メールの受領上限が10MBなので、写真・図の圧縮を行うなどの調整を行うこと

ウ 提出期限

令和5年(2023年)4月17日(月) 17:00

エ 提出先

(1)エの電子メールアドレスに同じ

10 著作権等の取扱い

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は実行委員会に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

二次利用も見込まれることから、成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

11 委託契約に関する留意事項

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、事務局と協議の上、修正する場合がある。

(2) 事業の運営について、随時事務局と協議すること。

## 12 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに9の

(1)エの担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は実行委員会に帰属する。

(5) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

9の(1)エに同じ。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。

ポストサミットアドベンチャー（釧路地域） 行程案概要

1日目＜9月15日（金）＞

昼：札幌駅から釧路へ移動

午後：釧路駅到着後、専用車両により阿寒へ移動

ホテルチェックイン、ブリーフィング

夜：ホテルにて夕食（ウェルカムパーティ）

宿泊：釧路（阿寒）地域

2日目＜9月16日（土）＞

午前：ホテルにて朝食

雌阿寒岳トレッキングまたはフライフィッシング

（参加者は2班に分かれ、どちらか一方のアクティビティを体験）

（体験途中で昼食）

夜：夕食

宿泊：釧路（阿寒）地域

3日目＜9月17日（日）＞

午前：ホテルにて朝食

釧路湿原散策（展望台、北斗遺跡、遊歩道など）

またはアトサヌプリトレッキング

（川湯ビジターセンター、つつじが原自然探勝路など）

（参加者は2班に分かれ、どちらか一方のアクティビティを体験）

（体験途中で昼食）

夕方：釧路市内に移動

夜：夕食

宿泊：釧路地域（釧路市中心部または阿寒地域）

4日目＜9月18日（月）＞

午前：ホテルにて朝食

商談会・ネットワーキング

昼：昼食

午後：専用車両により釧路空港へ移動（参加者は羽田空港へ）